

広島部落解放研究所創立25年を振り返って

本庄 盛

一 はじめに

今年の二〇月五日は、広島部落解放研究所が設立されて二五年目にあたります。長いようでアット言う間の四半世紀でした。この間、部落解放同盟広島県連合会をはじめ、教育・行政・企業・労働団体などのご理解とご支援によって、う余曲折を繰り返しながら今日まで活動を続けてくることができました。厚くお礼を申し上げます。今、部落解放運動は極めて重大な局面を迎えています。

「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」「問題の解決は焦眉の急を要するものであり」「政府は、本答申を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置を取られること」とする「同対審査申」の精神を無視し、政府は「地

対協・意見具申」に基づいた「一般対策への円滑な移行」を打ち出しました。そのうえ来年三月末で「地対財特法」の期限が切れます。移行措置の期間があるとはいえ、その後の同和对策事業は打ち切られようとしています。「部落解放基本法」制定要求の運動も成果を上げることができませんでした。このような厳しい情勢のもとで、部落解放同盟広島県連を中心とする「部落解放基本法」制定要求広島県実行委員会の闘いの再構築がなされています。

この時期、研究所は二五年という節目の年を迎えました。今、研究所二五年の歩みを振り返り、今後の研究所の方向性を見定めなければならないと思います。

二 広島県東部同和教育推進者研究会の結成

一九六八年四月一八日、広島県東部同和教育推進者研

研究会（一九六九年、広島県同和教育推進者研究会と改称）が結成されました。

研究会は、一九六七年の府中事件に端を発した、部落解放同盟東部地区協議会を中心とした差別行政糾弾闘争のなかで組織されていきました。それは、部落の完全解放を目指す部落解放運動と同和教育運動の結合を図るものでありました。

そして、毎月一回の定例研究会をもちそれぞれの実践・研究を持ち寄り相互点検し、合宿や研究会を実施して研修を深め、会報を発行して会の財産を蓄積してきました。この会が母体となって広島部落解放研究所が設立されます。

三 広島部落解放研究所の設立と活動

広島部落解放研究所設立趣意書

一九二二年三月三日、全国水平社創立以来五〇年、一貫して基本的人権の尊厳と差別撤廃・人間解放のために闘い続けてきた部落解放同盟の歴史と伝統の中から多くの教訓を学び取って参りました。

しかし、その教訓を生かし、人類の未来を照らす同和教育の創造的研究は多くの実践家の血のにじむ具体的実践の積み上げによって築いてきましたが、未だ十分とは言えません。

こうした実践研究の拡がりや深化のためには、どうしても恒常的な研究機関を必要とします。

水平社創立五〇周年にあたり、部落解放の理論研究と教育内容の創造のために、部落解放同盟広島県連合会の積極的指導と支援により「広島部落解放研究所」を設立させることになりました。

皆様方の積極的なご参加とご支援を願い部落解放の運動と教育の一層の発展のため努力したいと思います。

一九七一年八月三〇日

「広島部落解放研究所」

設立準備世話人会代表

一九七二年一〇月五日、広島部落解放研究所は設立されました。

研究所はその目的を、①民間の学術研究団体として被差別部落の完全解放のため、歴史・社会・経済・法律・思想・文化・教育・運動理論等について研究し、活動する。

②部落解放同盟広島県連合会と緊密に連携し、社団法人部落解放研究所と密接不可分な提携によって事業をすすめる。

と定め、活動を続けてきました。

当初、理事長が所長をかね、研究所を代表し、研究部門も①歴史部門（中世、近世、近現代、運動史）②経済・社会部門 ③憲法・行政法部門 ④運動理論部門 ⑤教育部門（総論、乳幼児保育、小学校、中学校、高校、社会教育）⑥行政部門（都市計画を含む）と多岐にわたり研究員を中心に研究活動が行われていました。しかし、研究所設立の経緯から見るとその活動は歴史・教育部門に片寄りがちだったことは否めない事実でありました。

事業も①研究 ②調査 ③出版 ④啓発 ⑤その他が計画され、今もこれらの事業が継続して設定されています。

とりわけ調査活動では、尾道、因島、三原、竹原の各市、豊町、新市町、県北市町村の被差別部落の実態調査を実施してきました。一時期事業が調査に片寄ったため、研究所本来の事業である研究活動が希薄になったことも事実であります。

しかし啓発事業として、憲法講座、新任者講座、市民・企業啓発講座、行政・教育講座、人権講座の五講座は

研究所創立以来継続し、実施してきたものです。そして、講演記録を冊子にまとめ人権学習テキストとして提供、さらに紀要・所報・報告書を発行してきました。

このことは、社会啓発活動に一定の役割を果たしたものと評価できると思います。

二五年の歩みの中で、財政的にゆきずまった時期もありましたが、部落解放同盟広島県連合会の強力な支援のもとで正常な財政運営ができるまでになりました。

そして、研究所の運営をより強固にし、研究活動の一層の前進のために一九八八年より機構の改革・整備を実施してきました。それは、運営の円滑化を図り、研究活動を活性化させるために、理事会（決議・管理Ⅱ理事長）、研究部会（研究活動執行Ⅱ所長）、事務局（実務執行Ⅱ事務局長）とそれぞれを分離独立させました。

さらに研究部会の整理・統合を図り、①啓発・運動部会、②人権・行政部会、③教育・地域部会、④歴史・理論部会、⑤宗教部会と、研究会「部落解放と国際連帯」が現在設置され、啓発・運動部会、宗教部会、国際連帯研究会を中心に活動が行われ、それぞれ成果を上げています。

また、部落問題現地学習会が計画され、今までに、長野、鹿児島、高知、沖縄、北海道と実施され、大きな成

果を上げました。

調査も現在、廿日市市と世羅町で実施されています。

四 おわりに

研究所の活動は、まだ十分にその機能を果たしているとはいえません。

部落解放運動を取り巻く情勢が非常に厳しい今、研究所の果たさねばならぬ役割と課題の大きさを痛感しています。

その課題解決に向けて、当面わたしたちは、

- ① 部落の完全解放の課題にこたえる研究活動の活性化を図るために研究・推進態勢の確立強化
- ② まだ研究が十分に機能していない部会の活性化
- ③ 研究活動の強化発展のために会員の拡大強化
- ④ 県内各地の研究所の研究・実践交流の組織化に全力を尽くさねばならないと思っています。

※資料

広島部落解放研究所定款

一. 目的

① 本研究所は、民間の学術研究団体として被差別部落

の完全解放のため、歴史・社会・経済・法律・思想・文化・教育・運動理論等について研究し、活動する。

② 部落解放同盟広島県連合会と緊密に連携し、社団法人部落解放研究所と密接不可分な提携によって事業をすすめる。

二. 名称

本研究所は広島部落解放研究所と称する。

三. 事務所

本研究所の事務所は社団法人広島県勤労者福祉会館（カレントコスモ）内に置く。

四. 資産

本研究所の資産は理事会によって管理運営する。

五. 会員

① 会員は、本研究所の目的を具体化する研究者、実践者を以て正会員とし、本研究所の目的に賛同の上、この事業を後援するものを特別会員とする。

② 正会員・特別会員はそれぞれ所定の会費を納入する。

六. 入会

正会員・特別会員となろうとする者は、それぞれ所定の会費を添えて「入会申込書」を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

七. 機関

本研究所に次の機関を置く。

(1) 総会

① 総会は、年一回理事長が招集する。総会は会員をもって組織する。

② 臨時総会は、理事長が必要と認めるとき、または、会員の三分の一の請求があったとき理事長はこれを招集しなければならない。

③ 理事、監査は、総会において選任する。任期は二年とし、再任は妨げない。

④ 次の事項は、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(ア) 事業計画および収支予算についての事項

(イ) 事業報告および収支決算についての事項

(ウ) その他、理事会において必要と認めた事項

⑤ 総会は、会員の三分の一以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(2) 理事会

① 理事会は、本研究所の諸事業を統括する。

② 理事会は、毎年二回、理事長がこれを招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または、理事の三分の一以上の請求があったときは、理事長は臨時理事会を招集しなければならない。

③ 理事長は、理事の中から選任し、本研究所を代表し、

理事会の議長をつとめる。

④ 理事会は、理事一二名をもって構成する。理事は、研究者・実践者より六名、部落解放同盟広島県連合会より三名、行政関係・宗教関係・企業関係よりそれぞれ一名とする。

⑤ 理事会は研究所の活動運営を推進するために所長、事務局長、次長、事務局員、研究部会各専門部長を委嘱任命する。任期は二年とし、再任を防げない。

(3) 監事会

監査三名を置き、財務を監査する。内一名は社団法人部落解放研究所より就任する。

(4) 研究部会

① 研究部会は調査研究活動を促進させ、専門部活動を統括し、出版事業をすすめる。

② 所長は研究活動を統括する。

③ 専門部会は会員(研究員)で構成し、専門的な調査研究にあたる。

④ 各専門部長は専門部会の招集とその運営にあたる。

また、書記一名を任命し、事務局と連携のもとに会計と記録を担当させる。

(5) 事務局

① 理事会より委嘱された構成員で事務局会をもち、実務を担当する。

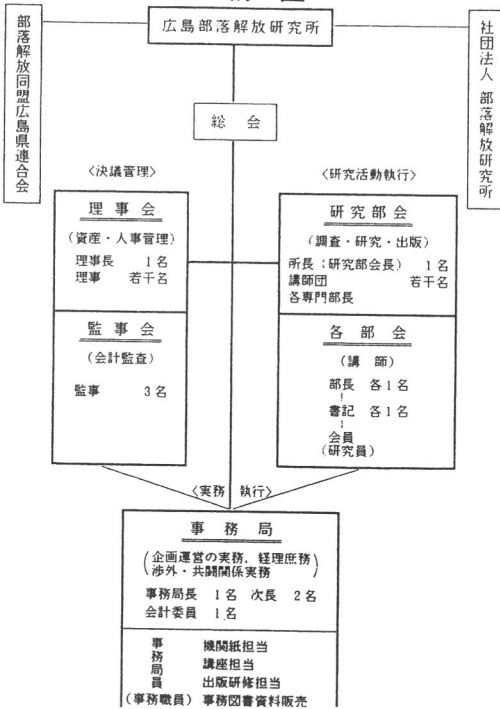
- ② 事務局長は、企画運営統括の実務責任者として、資料並びに記録を保存し、財政基盤の確立と適正な運用につとめる。
 - ③ 専任事務職員は別に定める契約書により契約をおこない事務局長の指示のもとに任務をすすめる。
 - ④ 事務局員の任務は別に定める。
- 八、事業
- 本研究所は、次の事業を行う。

- ① 研究（部会による研究活動）調査
- ② 出版（所報および研究紀要ほか出版活動）
- ③ 啓発（各種講座および講習会、研修会）
- ④ その他必要と認める事業

九、会計

- ① 本研究所の会計は、会費、事業収入、寄付金、補助金およびその他を以て当てる。
 - ② 会費は、一般会費と特別会費とし、その額は理事会において定める。
 - ③ 会計年度は四月一日より翌年の三月三十一日までとする。
- 一〇、変更
- 定款は、理事会の審議を経て、総会の承認により変更できる。

機 構



付 則

- ① 部会構成は、啓発・運動部会、人権・行政部会、教育・地域部会、歴史・理論部会、宗教部会とする。
 - ② 会計区分、旅費規定、慶弔規定は別に定める。
 - ③ この定款は一九七一年八月三〇日より発効する。
- 一九七七年二月二二日 一部改定
 一九七九年四月二七日 一部改定
 一九八五年三月二九日 一部改定
 一九八九年四月二六日 一部改定
 一九九三年五月一〇日 一部改定